

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（東部 113 号線）	事業番号	D-1-2
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費		41,000（千円）	全体事業費		118,66641,757（千円）

事業概要

■道路事業（市街地相互接続道整備）（東部 113 号線）

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所：相馬市尾浜地区

事業内容：東部 113 号線 L=200m W=6m C= 118,66641,000 千円（尾浜高塚地区から安全な場所への避難路）

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)

(事業間流用による経緯の変更) (平成 27 年 3 月 31 日)

人件費・資材費高騰により本工事費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業（細田地区）より 9,974 千円（国費：7,729 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 41,000 千円（31,774 千円）から、50,974 千円（39,503 千円）に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成 28 年 3 月 31 日)

用地交渉が難航したことにより、本工事費が増額したため、D-23-5 防災集団移転促進事業（新沼地区）より 40,783 千円（国費：H23 补正予算 31,606 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 50,974 千円（39,503 千円）から、91,757 千円（71,109 千円）に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 10 月 11 日)

支障物件の判明により、本工事費が増額したため、D-23-7 防災集団移転促進事業（高塚地区）より 26,909 千円（国費：20,854 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 91,757 千円（71,109 千円）から、118,666 千円（91,963 千円）に増額。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度～平成 28 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

②市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となつた。

震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となつた。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るために、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	45	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 501 号線）	事業番号	D-1-21
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費		35,000（千円）	全体事業費		158,736 (147,550) 千円

事業概要

■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 501 号線）

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所：相馬市磯部地区

事業内容：市道・東部 501 号線 L= 180m W=6m C= 158,736 (35,000 千円) (磯部字大浜地区から安全な場所への避難路)

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)

(事業間流用による経緯の変更) (平成 27 年 3 月 31 日)

人件費・資材費高騰及び法線見直しにより、本工事費、測量設計費、用地費、補償費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業（細田地区）より 104,402 千円（国費：80,911 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 35,000 千円（27,125 千円）から、139,402 千円（108,036 千円）に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 1 月 19 日)

用地買収難航に伴い法面の工法を変更したことから、本工事費が増額したため、◆D-1-1-1 震災後における代替輸送確保支援モデル事業より 8,148 千円（国費：6,314 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 139,402 千円（108,036 千円）から、147,550 千円（114,350 千円）に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 10 月 11 日)

補償物件追加により、補償費が増額したため、D-23-7 防災集団移転促進事業（高塚地区）より 11,186 千円（国費：8,669 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 147,550 千円（114,350 千円）から、158,736 千円（123,019 千円）に増額。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

市道整備のための地域等の合意形成、調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度～平成 29 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となつた。

震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒步による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	46	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：鹿島前迫線）	事業番号	D-1-22
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費		148,000（千円）	全体事業費		221,436 183,493 （千円）

事業概要

■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：鹿島前迫線）

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所：相馬市蒲庭地区

事業内容：市道・鹿島前迫線 L=800m W=6m C=221,436~~183,493~~千円（蒲庭字前迫地区から安全な場所への避難路）

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

(事業間流用による経緯の変更)（平成 29 年 1 月 19 日）

人件費・資材費高騰等の理由により、本工事費が増額したため、◆D-21-1-1 下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業）（事業計画策定）より 35,493 千円（国費：27,507 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 148,000 千円（114,699 千円）から、183,493 千円（142,206 千円）に増額。

(事業間流用による経緯の変更)（平成 29 年 10 月 11 日）

工事内容変更により、本工事が増額したため、D-23-7 防災集団移転促進事業（高塚地区）より 37,943 千円（国費：29,405 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 183,493 千円（142,206 千円）から、221,436 千円（171,611 千円）に増額。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度～平成 29 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となつた。

震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となつた。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るために、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	60	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:百瀬和田線)	事業番号	D-1-27
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		289,000(千円)	全体事業費		522,210,478,022(千円)

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:百瀬和田線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所: 相馬市岩子地区

事業内容: 市道・百瀬和田線 L=1,600m W=7m C= 522,210,478,022(千円) (岩子字宝迫から岩子字坂脇地区への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

(事業間流用による経緯の変更)(平成 27 年 3 月 31 日)

人件費・資材費高騰及び補償物件追加により、本工事費、補償費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業(細田地区)より 151,826 千円(国費: 117,665 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 289,000 千円(223,975 千円)から、440,826 千円(341,640 千円)に増額。

(事業間流用による経緯の変更)(平成 29 年 1 月 19 日)

用地買収の難航による側溝の工法変更等により、本工事費が増額したため、◆D-21-3-1 雨水排水対策事業(岩子地区)より 37,196 千円(国費: 28,826 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 440,826 千円(341,640 千円)から、478,022 千円(370,466 千円)に増額。

(事業間流用による経緯の変更)(平成 29 年 10 月 11 日)

工事内容変更により、本工事が増額したため、D-23-7 防災集団移転促進事業(高塚地区)より 44,188 千円(国費: 34,245 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 478,022 千円(370,466 千円)から、522,210,478,022(千円)に増額。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度～平成 29 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となつた。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となつた。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下水が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るために、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	10	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:日下石石上線)	事業番号	D-1-6
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		1,518,518(千円)	全体事業費		2,896,8372,556,717(千円)

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:日下石石上線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所: 相馬市岩子地区

事業内容: 日下石石上線 L=2,814m W=10m 橋梁 1 基 C=2,896,8372,556,717 千円(岩子字数馬地区から程田字大師前地区への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

(事業間流用による経緯の変更)(平成 27 年 3 月 31 日)

人件費・資材費高騰により本工事費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業(細田地区)より 3,329 千円(国費: 2,579 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 1,190,670 千円(922,769 千円)から、1,193,999 千円(925,347 千円)に増額。

(事業間流用による経緯の変更)(平成 29 年 1 月 19 日)

平成 29 年度事業費配分のため、

D-21-1 下水道事業(公共下水道(雨水幹線)整備事業)(細田地区)より 339,874 千円(国費: 263,402 千円)

D-1-23 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線)より 284,386 千円(国費: 220,399 千円)

D-1-14 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部 320 号線)より 35,092 千円(国費: 27,196 千円)

を流用。

これにより、交付対象事業費は 1,521,847 千円(1,179,429 千円)から、2,181,198 千円(1,690,426 千円)に増額。

(事業間流用による経緯の変更)(平成 29 年 10 月 11 日)

工事内容変更により本工事費が増額したため、

D-23-3 防災集団移転促進事業(荒田地区)より 129,033 千円(国費: 100,000 千円)

D-23-4 防災集団移転促進事業(鶴山地区)より 387,097 千円(国費: 300,000 千円)

D-23-5 防災集団移転促進事業(新沼地区)より 132,170 千円(国費: 102,432 千円)

を流用。

これにより、交付対象事業費は 2,181,198 千円(1,690,426 千円)から、2,829,498 千円(2,192,858 千円)に増額。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成、調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度～平成 31 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となつた。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るために、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	30	事業名	防災集団移転促進事業（高塚地区）	事業番号	D-23-7
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費		961,603（千円）	全体事業費		855,119（千円）

事業概要

■防災集団移転促進事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

住宅団地…相馬市尾浜字高塚地内外

移転想定世帯数…60 世帯（災害危険区域内世帯数）

移転促進区域…約 8.2ha（災害危険区域）

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P26)

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P31)

（事業間流用による経緯の変更）（平成 29 年 10 月 11 日）

事業進捗により事業費が、106,484 千円（国費：93,173 千円）減額したため、

道路事業（市街地相互接続道整備）（東部 113 号線）へ 23,834 千円（国費：H23 予算 20,854 千円）を流用。

道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 501 号線）へ 9,908 千円（国費：H23 予算 8,669 千円）を流用。

道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：鹿島前迫線）へ 33,605 千円（国費：H23 予算 29,405 千円）を流用。

道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：百瀬和田線）へ 39,137 千円（国費：H23 予算 34,245 千円）を流用。

これにより、流用後交付対象事業費は 961,603 千円（841,400 千円）から、855,119 千円（748,227 千円）に減額

当面の事業概要

<平成 24 年度>

- ①住宅団地用地取得、造成
- ②関連公共施設整備
- ③移転促進地域買取
- ④住宅建設等利子助成、移転費用助成

<平成 25 年度～平成 27 年度>

- ①住宅団地用地取得、造成
- ②関連公共施設整備
- ③移転促進地域買取
- ④住宅建設等利子助成、移転費用助成

東日本大震災の被害との関係

今回の震災により、当市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。

被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。

新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことでも被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。

移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したこと、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関するこ」とが挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	26	事業名	防災集団移転促進事業（荒田地区）	事業番号	D-23-3
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費	3,725,911（千円）	全体事業費		3,611,625	3,725,911（千円）

事業概要

■防災集団移転促進事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

住宅団地…相馬市原釜字荒田地内外

移転想定世帯数…110 世帯（災害危険区域内世帯数）

移転促進区域…約 24.6ha（災害危険区域）

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理(P26)

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備(P31)

（事業間流用による経緯の変更）（平成 29 年 10 月 11 日）

事業進捗により事業費が、114,286 千円（国費：100,000 千円）減額したため、

道路事業（市街地相互接続道整備）（日下石上線）へ 114,286 千円（国費：H23 予算 100,000 千円）を流用。

これにより、流用後交付対象事業費は 3,725,911 千円（3,260,171 千円）から、3,611,625 千円（3,160,171 千円）に減額

当面の事業概要

<平成 24 年度>

- ①住宅団地用地取得、造成
- ②関連公共施設整備
- ③移転促進地域買取
- ④住宅建設等利子助成、移転費用助成

<平成 25 年度～平成 26 年度>

- ①住宅団地用地取得、造成
- ②関連公共施設整備
- ③移転促進地域買取
- ④住宅建設等利子助成、移転費用助成

<平成 27 年度>

- ①移転促進地域買取
- ②住宅建設等利子助成、移転費用助成

東日本大震災の被害との関係

今回の震災により、当市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。

被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。

新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことでも被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。

移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したこと、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関するこ」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	27	事業名	防災集団移転促進事業（鷺山地区）	事業番号	D-23-4
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費	3,856,655 (千円)	全体事業費		3,513,797 (千円)	3,856,655 (千円)

事業概要

■防災集団移転促進事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

住宅団地…相馬市磯部字山信田地内外
移転想定世帯数…113 世帯（災害危険区域内世帯数）
移転促進区域…約 34.2ha（災害危険区域）

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第2節-第2項 被災地整理(P26)
[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P31)

(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 10 月 11 日)

事業進捗により事業費が、342,858 千円（国費：300,000 千円）減額したため、
道路事業（市街地相互接続道整備）（日下石上線）へ 342,858 千円（国費：H23 予算 300,000 千円）を流用。
これにより、流用後交付対象事業費は 3,856,655 千円（3,374,571 千円）から、3,513,797 千円（3,074,571 千円）
に減額

当面の事業概要

<平成 24 年度>

- ①住宅団地用地取得、造成
- ②関連公共施設整備
- ③移転促進地域買取
- ④住宅建設等利子助成、移転費用助成

<平成 25 年度>

- ①住宅団地用地取得、造成
- ②関連公共施設整備
- ③移転促進地域買取
- ④住宅建設等利子助成、移転費用助成

<平成 26 年度～平成 27 年度>

- ①移転促進地域買取
- ②住宅建設等利子助成、移転費用助成

東日本大震災の被害との関係

今回の震災により、当市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。

被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。

新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことでも被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。

移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したこと、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関するこ」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	28	事業名	防災集団移転促進事業（新沼地区）	事業番号	D-23-5
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費	1,128,555 (千円)	全体事業費			642,552 (59,618) (千円)

事業概要

■防災集団移転促進事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るために、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

住宅団地…相馬市新沼字大森地内外

移転想定世帯数…62 世帯（災害危険区域内世帯数）

移転促進区域…約 8.2ha（災害危険区域）

▼位置付け

〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理 (P19)

〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P21)

(事業間流用による経緯の変更) (平成 27 年 12 月 1 日)

事業進捗により事業費が、248,710 千円（国費：217,622 千円）減額したため、

道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 86 号線）へ 53,474 千円（国費：46,790 千円）

道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 123 号線）へ 28,036 千円（国費：24,532 千円）

道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 521 号線）へ 167,200 千円（国費：146,300 千円）

を流用。

これにより、交付対象事業費は 1,128,555 千円（国費：987,485 千円）から、879,845 千円（769,863 千円）に減額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成 28 年 3 月 31 日)

事業進捗により事業費が、120,227 千円（国費：105,198 千円）減額したため、

道路事業（市街地相互接続道整備）（東部 113 号線）へ 40,783 千円（国費：H23 補正予算 31,606 千円）

道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：鹿島前迫線）へ 94,958 千円（国費：H23 補正予算 73,592 千円）

を流用。

これにより、交付対象事業費は 879,845 千円（769,863 千円）から、759,618 千円（664,665 千円）に減額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 10 月 11 日)

事業進捗により事業費が、117,066 千円（国費：102,432 千円）減額したため、

道路事業（市街地相互接続道整備）（日下石石上線）へ 117,066 千円（国費：H23 予算 102,432 千円）を流用。

これにより、流用後交付対象事業費は 759,618 千円（664,665 千円）から、642,552 千円（562,233 千円）に減額

当面の事業概要

<平成 24 年度>

- ①住宅団地用地取得、造成
- ②関連公共施設整備
- ③移転促進地域買取
- ④住宅建設等利子助成、移転費用助成

<平成 25 年度>

- ①住宅団地用地取得、造成
- ②関連公共施設整備
- ③移転促進地域買取
- ④住宅建設等利子助成、移転費用助成

<平成 26 年度～平成 27 年度>

- ①移転促進地域買取
- ②住宅建設等利子助成、移転費用助成

東日本大震災の被害との関係

今回の震災により、当市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。

被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。

新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一の意向である。

比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことでも被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。

移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したこと、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関するこ」とが挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	